

岩手県立一戸病院衛生設備保守点検業務仕様書

1. 施行名 岩手県立一戸病院衛生設備保守点検業務
2. 施行場所 岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森 60 番地 1
3. 施行概要 本業務委託は、岩手県立一戸病院に設置されている衛生設備が正常かつ良好な運転及び作業状態に維持出来るよう、点検整備を行うものである。

4. 施行範囲 点検整備を行う範囲は、以下のとおりとする。

(1) 第一種圧力容器	定期性能検査整備	1回/年
炉筒煙管ボイラーB-1, 2 (伝熱面積 29.2 m ²)	2台	
熱交換器HE-1 特型 350A×1000L	1台	
熱交換器HE-2 特型 400A×600L	1台	
(2) 第一種圧力容器	定期性能検査整備	1回/年
貯湯槽TVW-1 (容積 5.0 m ³) No. 1, No. 2	2基	
(3) 第二種圧力容器	定期性能検査整備	1回/年
膨張タンクTE-1 (容積 1.2 m ³)	1基	
(4) ボイラー排水槽	点検整備	1回/年
ボイラー排水槽	1基	
(5) ポンプ類	点検整備	1回/年
揚水(上水) P W-1 80φ11Kw	2台	
雑用水揚水 P W-2 80φ3.5Kw	2台	
消火用給水ポンプ PW-3 20φ*0.125kw	1台	
給湯循環ポンプ PHW-1 20φ*0.25kw	2台	
湧水排水 PD-1, 2, 4, 5 50φ*0.75Kw	2台×4組	
雨水排水 PD-3 65φ*1.5Kw	2台×1組	
雨水排水 PD-6 50φ*0.75Kw	2台×1組	
(6) 浴槽循環濾過設備	点検整備	2回/年
濾過ポンプ		
熱交換器		
温調弁、緊急遮断弁		
自動補給水装置		
薬液注入装置		
自動制御盤他		

5. 施行内容

保守点検作業は別紙のとおり（原則として、「建築保全業務共通仕様書」に準ずる。）

6. 一般事項

- (1) 本業務施行中に、本明細書にない不具合、不良箇所を発見したときは、速やかに係員に連絡し、別途協議するものとする。
- (2) 業務実施に先立ち、実施計画書（業務実施行程表）を提出し、係員と打ち合わせを行うものとする。
なお、圧力容器定期性能検査整備業務については、業務実施前 50 日前までに実施計画書を提出すること。
- (3) 業務実施にあたり建物に入るときは、係員と協議し作業内容が多岐にわたる場合は工程表、特殊作業車

両が入る場合はその配置図を添付し、提出すること。

(4) 本業務を完了したときは、下記の書類を提出すること。

イ 業務実施報告書（点検、整備、調整、試運転記録書、検査報告書等）

ロ 業務日報

ハ 業務施行状況写真

ニ その他係員が必要と認め提出を求めた書類

(5) 各設備毎に業務完了時等には、係員の立ち会いを求め確認を受けること。

(6) 業務施行に必要な計器、工具及び雑材料はすべて受託者の負担とする。

(7) 前述の施行期間中に故障が発生した場合は至急点検調整に当たること。

(8) 運転・日常保守点検業務員に対し、運転状況・運転記録を確認し運転指導を行うこと。特に取扱いの過誤が機器の損傷や重大事故に直接結び付くような場合は、文書を提出する等して注意を喚起すること。

(9) その他、本特記仕様書について疑義の生じた場合は、係員と協議のうえ決定するものとする。

(10) 業務施行にあたって、病院業務に支障を生じないように特に注意すること。

(11) 業務施行については、仕様書ならびに労働安全衛生法等関係法令、規定等に基づいて、誠実に実施すること。

(12) 既存の建物、設置物等に損傷を与えないように留意すること。損傷を与えた場合は、直ちに係員に連絡し、受託者の責任において復旧または、弁償すること。

(13) 業務施行中は、火気、盗難、その他事故の起こらないよう注意し、また協力すること。

(14) 現場において使用する機械器具、材料等は常に整理しておくこと。

(15) 作業は、係員と密に連絡協議して施行をすること。

(16) 業務施行に際しては、安全、公害、騒音に注意すること。

(17) 業務用車両の駐車場は、係員の指定、指示によること。

(18) 施行場所において使用する電気、水は、係員の指示により支給する。

(19) 業務完了後は、速やかに片付けること。手直しの指示があった場合は、その施行をし、また報告すること。

(20) 写真撮影は、施行前、施行中、完成と撮影し、また、手直しがあった場合も同様、施行前、施行中、完成と撮影すること。施行中で埋込み、埋設、下地処理等の見えなくなる場所は、確実に写真撮影をし、提出すること。

(21) 清掃により排出された廃棄物の処理については、保守点検に含まないものとする。

1 第一種圧力容器

炉筒煙管ボイラー・熱交換機

(1) 一般事項	a. 「労働安全衛生法」「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。 b. 法定定期点検性能検査の整備点検であり、検査時の立会いを行うものとする。 c. 他の圧力容器及びボイラー等の範囲と関連又は重複する場合は関係者及び当該点検実施者と協議し危害発生の防止及び病院運営上支障の無いよう行う。
(2) 点検及び保守	a. 点検は下記に示すところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講ずる b. 点検周期は年一回

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容
炉筒煙管ボイラー 缶体	①缶体点検清掃（年1回） ②燃焼室清掃 ③燃焼通路清掃
バーナー	①バーナー（LTV-35）分解清掃（年2回） ②ノズルチップ、着火棒清掃 ③オイルストレーナー、オイルポンプ清掃 ④整流板、バーナーコーン清掃 ⑤組立調節
その他	①抽気ポンプ点検 ②自動制御点検 ③試運転調節
基礎	①亀裂、沈下等の異常の有無を点検。 ②架台の発錆、腐食等の劣化の有無を点検。 劣化が軽微の場合は補修。
熱交換機 本体	①水漏れ及び外面の発錆、腐食、損傷等の劣化の有無を点検。 劣化が軽微の場合は補修。 ②内面の腐食、損傷等の劣化の有無を点検。 劣化が軽微の場合は補修。 ③マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検。
制御機器	①劣化による損傷の有無の確認。

2・3 圧力容器（衛生設備関係）

貯湯槽（第一種圧力容器）、膨張水槽（第二種圧力容器）

(1) 一般事項	a. 「労働安全衛生法」「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。 b. 法定定期点検性能検査の整備点検であり、検査時の立会いを行う ものとする。 c. 他の圧力容器及びボイラー等の範囲と関連又は重複する場合は関係者及び当該点検実施者と協議し危害発生の防止及び病院運営上支障の無いよう行う。
(2) 点検及び保守	a. 点検は下記に示すところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講ずる b. 点検周期は年一回

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容
基礎	①亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②架台の発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ③アンカーボルトの固定具合に異常がないかを点検する。
本体	①外部等の異常な変形の有無、缶体の傾きの有無を点検する。 ②マンホール、熱交換器（貯湯槽）を取り外し缶体内部の清掃整備を行い、検査後際取り付けを行う。併せてガスケット類の交換を行う。又ボルトの締付状態の点検を行う。 ③水高温度計、圧力計等の接続部の腐食状態の点検を行う。
付属装置	
水高温計	①水高温計、圧力計の正常作動状態の確認を行う。
圧力計	
安全弁	①安全弁は分解清掃を行う。 ②安全弁は正常に作動することを確認点検。
付属配管	①バルブの状態が正常か点検。 ②各配管の変形腐食、損傷等の劣化の有無を点検。劣化が軽微の場合は補修。

4 排水槽等

ボイラー排水槽

- | | |
|------------|--|
| (1) 一般事項 | a. 汚泥の汲取り除外搬出処分については、法や地方条例等に基づく処理による。 |
| (2) 点検及び保守 | a. 点検は、下記に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講ずるものとする。
b. 点検周期は年一回とする。 |

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容
1. 本 体	①槽（コンクリート槽）の漏水や変形、劣化の有無を点検する。 （壁・床等六面） ②槽内の清掃作業を行う。 ③槽内の残水排水作業を行う。 ④出入口マンホール等の変形、発錆、腐食等の劣化の有無を確認する。 ⑤昇降用ハシゴの腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ※槽内に入る際、酸欠による事故防止の為、仮設換気を設ける。 又、照明等の仮設を行い事故防止に努める。
2. 付属装置	
ア ボールタップ 及び定水位弁	①腐食、損傷及び水漏れの有無の点検を行う。 ②ポンプの正常作動の確認を行う。
イ 電極棒	①汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。汚れのある場合は洗浄を行う。 ②作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。
ウ 付属配管	①変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 劣化が軽微の場合は補修する。

5 ポンプ類

揚水（上水）用・雑用水揚水用・各排水用（湧水・雨水）

- | | |
|------------|---|
| (1) 一般事項 | ①他の設備の範囲と関連又は重複する場合は関係者及び当該点検実施者等と十分協議し、危害発生の防止及び病院運営上に支障の無いようにする。
②保守に必要な消耗部品及び材料は、下記に定めるものとする。 |
| (2) 点検及び保守 | ①点検は、下記の表に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講ずるものとする。 |

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	消耗品等
1. 陸上ポンプ		
揚水（上水）	①腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。	グランドパッキン
消火用	②振動・騒音・軸受温度の異常の有無を点検する。	
給湯用	③軸継手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。	
	④主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の10%以内にあることを確認する。	
	⑤運転電流が定格電流の100%以下にあることを確認する。	
	⑥ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。	
	⑦円滑に回転することを確認する。	
	⑧異常がある場合は精密調査をする。	
2. 水中排水ポンプ		
雑排水ポンプ（湧水）	①腐食、損傷等の有無を点検する。	メカニカル リング 玉軸受 タービン油
雑排水ポンプ（雨水）	②振動・騒音の異常の有無の点検をする。	
	③円滑に回転することを確認する。	
	④主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の10%以内にあることを確認する。	
	⑤運転電流が定格電流の100%以下にあることを確認する。	
	⑥絶縁抵抗を測定しその値が1MΩ以上であることを確認する。	
	⑦ポンプの締切圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。	
	⑧異常がある場合は精密調査をする。	

6 浴槽循環ろ過設備

(1) 一般事項	①毎日～20日程度の保守点検周期内容以外の総合保守点検内容を示す。 ②専門業者による総合保守点検実施が望ましい。
(2) 点検及び保守	①点検は、下記の表に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講ずるものとする。 ②点検周期は1回／年とする。

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容
1. ろ過装置本体	①本体及びマンホールに腐食・損傷・水漏れがないか点検する。 ②自動空気抜弁が正常に作動するか点検する。 ③ろ材の状態を点検する。(マッドボールの有無・ろ材量確認) ろ層中にマッドボールができていた場合、ろ材交換を必要とする。 ④圧力計の指示が所定の正常値内かを確認する。 ⑤切替弁(五方弁)の動作確認及び制度確認(リミット調整等)を行う。 ⑥異常がある場合は、調査を行う。
2. ろ過装置本体	①変形・損傷等の劣化がないか点検する。 ②芯ずれ・異音・異常振動がないか点検を行う。 ③吐出状況の確認を行う。 ④円滑に回転するか事を確認する。 ⑤運転電流が定格電流の100%以下であることを確認する。 ⑥異常がある場合は、調査調整を行う。
3. 塩素注入機	①手動運転・自動運転の正常動作確認を行う。 ②本体・配管の液漏れがないかの点検をする。 配管等に液漏れがある場合は、補修する。 ③薬品注入量・注入率の確認を行い、必要に応じ薬注量を調整する。 ④タイマーの設定値の確認を行う。 ⑤モーターに異音がないか点検を行う。 ⑥注入配管のつまり・損傷等がないか点検を行い、場合によっては清掃・補修を行う。 ⑦異常がある場合は、調査を行う。
4. 塩素貯留槽	①本体に液漏れがないか点検する。 ②サクシオンバルブにスケール付着・詰まりがないか点検しスケールが付着している場合は、分解清掃を行う。